

ベトナムの財政

田 近 栄 治

1 ベトナム財政の足取り

1975年4月30日、サイゴンは陥落し、南ベトナムは解放された。その後の南北統一は、北ベトナムの強力な政治的指導のもとに、北による南の事実上の併合によって実現することになる。ベトナム労働党は、翌76年12月、16年ぶりに第4回党大会を開催し、党名をベトナム共産党として、ベトナム全土に社会主義建設を開始した。

ベトナム全土の社会主義建設を目指した経済政策が、76年からの第2次5カ年計画で、ソ連型の重工業に重点をおいた急速な工業化が図られた。しかし、農業の集団化や、賃金・穀物・その他原材料の買い上げ価格の統制、南ベトナムにおける工場の接収などによる、急ぎ過ぎた工業化の結果、農工業の生産インセンティブが著しく低下した。一方政治的には、カンボジア侵攻、中越紛争という、新たな政治的な困難が生じ始める。こうしたなかで、第2次5カ年計画の失敗にどのようにして対応していくかが、緊急な経済問題として浮上するようになった。

その後の改革では、社会主義の本質的な課題である生産意欲の喪失といった事態を開閉すべく、一連の政策が試行される。こうした改革の到達点が、1986年に開かれた第6回党大会で採択されたドイモイ（刷新）であった。そこに至るまでの過程は、すでに三尾(1988)、白石(1993)、木村(1996)、古田(1995)、Fforde and Vylder(1996)およびTran Hoang Kim(1996)らの著作によって詳細に跡付けられているが、二つの大きな経済改革が試みられた。

まず、79、80年に経験する経済破綻の中で、79年9月に開かれた第4期第6回中央委員会総会において、社会主義工業化から消費財の増産と地方工業の発展に重点をおいた新たな政策が指向された。すなわち、食料供給ノルマの据置や農産物価格の引き上げ、生産請負制度などにより農業合作社の生産意欲の増大を図るとともに、工業部門では、国営企業に一部経営の自主権を認めた。

その後、81年からどん底の経済状況から脱するが、そこに残されたものは膨大な財政赤字と、それにともなう深刻なインフレであった。そうしたなかで、経済改革の第2段として、財政赤字の元凶である補助金財政の改革が不可避となってくる。そこで、それまで生活必需物資への価格補給金、輸出奨励基金、国営企業の赤字補填などによって支出されていた補助金をカットする一方、賃金の引き上げを図った。いわば、社会主義下における止めどもない価格の歪曲の是正を図ったのである。そして、通貨の面でもベトナム・ドンのデノミと米ドルとの交換比率の切り下げが行われた(もっとも、通貨の切り下げにともない、国内インフレが増進し、その上預金の凍結がなされたため、人々の自国通貨への信頼をますます低下させるという問題も生じた)。

このように、補助金を価格に組み込むことによって財政赤字を縮小しようとしたのが85年の改革であったが、現実には賃金の引き上げにともない財政赤字が増大して、インフレはますます加速されることになった。こうした事態のなかで、86年の第6回党大会では、第2次(76-80年)および第3次(81-85年)5カ年計画では社会主義改造政策が急進的であったため生産性の停滞を招いたことが指摘された。そして、農業、とくに食糧と食品生産を最重視し、消費財生産と輸出品生産に力を入れ、重工業はこの3つの生産に参与することが新しい経済政策(ドイモイ)として謳われた。そして、国営、集団経営以外にも私的経営、個人経営などマルチセクターを許容することなども新たな政策として打ち出された。このようにベトナムでは、経済政策の重点を工業から農業、輸入代替から輸出優先、国営セクター独占からマルチ

セクターへと大きく移しかえることによって、経済の活性化が図られることになった。

こうして開始されたドイモイであったが、その前途は多難であった。なんといっても、補助金財政の改革が徹底せず、財政赤字が通貨の発行によってファイナンスされ続けられたため、インフレに歯止めがかからなかった。一方、ベトナム経済の特徴である海外からの援助にも大きな変化が生じた。1970年代後半の中国との紛争からベトナムは、ソ連に大きく傾斜していたが、その頼みのソ連が崩壊し、外からの資金が激減した。崩壊の危機に直面したベトナム経済にとって、インフラの整備や老朽化した国営企業の肩入れのために切り札として残されていたのは、政府による強制貯蓄、すなわち租税の強化しかなかった。89年から行われたベトナムの財政改革は、支出と歳入の二つの側面から、ベトナム経済の立て直しを図ることであった。

本稿の目的は、以上たどったベトナムの経済改革における財政の実態を明らかにすることである。こうした検討を進める過程で直面する大きな問題の一つは、ドイモイ以前の財政資料の入手がきわめて困難なことである。そこで、第2節では80年の中頃から、入手できた統計などをたよりに、ベトナムが不退転の決意で望んだ80年代末の財政改革までの時期を検討する。

つづいて第3節では、破局を迎えた経済のなかでベトナムが行った財政改革を検討する。一連の改革後ベトナムは、経済成長率も上がり、物価も安定を取り戻していった。しかし、それと並行して市場経済化が推し進められていったわけではない。そこで第3節では、マクロで達成された経済成長と安定の一方、ベトナムが掲げている「漸進的」な経済改革についても、財政の視点から検討する。とくに、依然として国営企業に大きく依存している財政の構造と、中央と地方の財政調整に焦点をあてて、ベトナムが今後解決していかなければならない諸問題を明らかにする。

2 1989年改革までのベトナム経済と財政

ベトナムは、1989年に歳出カットと新税制による増税からなる大改革に

表 2-1 改革までのベトナム財政 (1984年-1988年)

年	経常支出の財政総支出に しめる割合(%)	補助金の財政総支出に しめる割合(%)	財政赤字の歳入にし める割合(%)
1984	76.7	29.3	-23.4
1985	69.1	17.6	-82.1
1986	72.4	15.1	-44.5
1987	77.5	29.3	-35.8
1988	79.7	30.0	-67.6

(出所) ベトナム大蔵省資料

表 2-2 補助金の経常支出割合

年	補助金の経常支出に しめる割合(%)
1984	38.2
1985	25.5
1986	20.8 (21.4)
1987	37.8 (38.2)
1988	37.6 (37.5)

(出所) ベトナム大蔵省資料, 括弧内の数字は,
世界銀行(1992)による。

望むが、ここではこの改革までの財政状況を示す。すでに述べたように、財政資料はきわめて乏しいが、ベトナム大蔵省から入手した資料などによって、1984年から88年までの期間を対象にして検討を進める。

表 2-1 は、この間の財政指標を示したものである。まず、指摘すべきことは、財政支出にしめる経常支出 (Current Expenditure) の割合が大きいことである。歳出総額の 70% から 80% にまで達していることは注目するべきであろう。次に、経常支出のなかの補助金の割合も大きい。この点は、さらに補助金の経常支出に対する割合をみることで明らかとなる。表 2-2 は、その結果を示したものであり、参考までに 86 年からは世界銀行の資料に掲載されていた数字も掲げている。この二つの表から明らかなように、総支出の 30%、経常支出の 40% 近くも補助金が交付されていた年もある。

表 2-3 小売り価格 (Retail Sales Prices) の対前年上昇率 (%)

1980	81	82	83	84	85	86	87	88
125.5	169.5	195.4	149.6	164.9	191.6	487.3	301.3	308.2

(出所) 世界銀行 (1992)

その結果、ベトナムは、膨大な財政赤字となる。表 2-1 の第 3 欄は、歳出合計から歳入合計を引き、その歳入に占める割合を示したものであるが、その大きさに圧倒される。70 年後半以来のカンボジア侵攻、それにつづく中国からの支援の打ち切り、そして減少をたどるコメコンからの支援といった外的な要因があるにせよ、財政赤字、インフレ、補助金の拡大、財政赤字の拡大……といった際限のない悪循環に陥った経済の状態をここから読み取ることができる。

このような補助金づけの財政体質から生じたインフレもまた、歯止めがきかなかつた。表 2-3 は、この間の物価指標として小売り価格の上昇率をとったものであるが、財政赤字の拡大とまさに呼応するかのようには、インフレは天井知らずで増大していく。80 年代に入ってインフレは一貫して高い水準であったが、後半になると財政赤字の拡大にともないもはや手の施しようのない状態となっていた。

そこで財政の抜本的な改革を避けて通ることができなくなった。改革が直面した困難や改革の内容を検討する前に、社会主義のアキレス腱ともいべき、歳入面の欠陥についてふれたい。ベトナムに限らず、社会主義財政は、国営企業からの上納金 (Transfer) によって支えられていた。これは、国営企業の経営がよく、高い利潤を上げていたというわけではない。とくにベトナムでは、上にみたように資本投資が長い間ほとんど行われず、生産設備は更新されぬままであった。

それにもかかわらず、国営企業から上納金を上げていられたのは、価格介入によっていた。すなわち、農産物や工業の原材料を低い価格で調達する一方、生産物は独占的に供給されるので、ここから「利潤」が生じたのである。ところが、80 年代に入って、農産物価格や原材料費が上がるにともない、

表 2-4 改革前の歳入問題

年	歳入にしめる国営企業からの上納金の割合(%)
1984	72.3
1985	77.4
1986	72.2
1987	75.1
1988	60.0

(出所) ベトナム大蔵省資料

国営企業の経営は急速に悪化した。これが、財政赤字をさらに深めていった。

表 2-4 は、歳入にしめる国営企業からの上納金の割合を示している。この表から、歳入の大幅な欠陥が生じながらも、依然として国営企業からの歳入依存の状態がおさまらないことがわかる。また、ここでとくに注意が必要なことは、この表からベトナムでは、国営企業が税を負担したと考えてはならないということである。

うえに述べたように、国営企業の利潤の源泉は、投入財価格のコントロールと産出物の独占的な価格付けにあった。その間の国営企業の生産性は高いわけではなかったのであるから、税は結局、投入財の供給者と生産物の購入者が支払ったわけである。それが直接の支払いではなく、インフレの形をとったとしても、税負担が国営企業から国民へと転嫁されていたという事実は変わらない。

このように、価格のきびしいコントロールのもとに、国営企業に利潤を出させる一方、その利潤を可能にした補助金政策（これにより、国営企業の価格を維持することが可能になった）のつけは、財政赤字となって3桁のインフレを引き起こしたのであるが、それが社会主義国ベトナムの真の税であった。社会主義の名のもとのこうした放漫財政が経済に及ぼした効果もまた、深刻であった。

そのなかでも、インフレが国内貯蓄に与えた効果は、想像を絶するほど大きかった。1990年以前のマクロデータは入手しがたいが、87年以降入手で

表 2-5 財政改革前の国内資源の動員 %

	対 GDP 国内 投資比率	国内貯蓄比率	投資-貯蓄 ギャップ
1987	11.0	3.2	7.8
1988	10.0	1.4	8.6
1989	9.7	3.7	6.0
1990	8.7	6.7	2.0

(出所) IMF 資料

表 2-6 マネタリー・データ (各指標の対 GDP 比率) %

	1986	1987	1988	1989	1990
貨幣供給量 (M2)	8.2	10.0	10.5	19.6	17.5
うち国内通貨	8.1	9.4	9.6	13.7	11.8
貨幣	4.1	4.4	4.2	6.6	6.0
ドン預金	4.1	5.0	5.3	7.1	5.8
家計預金	0.6	0.8	0.8	3.8	3.4
国際通貨	0.1	0.6	1.0	5.9	5.7

(出所) 世界銀行 (1992), 5 ページ.

きた IMF の資料によると、国内投資と貯蓄の GDP 比率は、次の表 2-5 に示された通りである。

3桁のインフレに見舞われ続けると、国民の貯蓄行動がどのようになるかをこの表ほどはっきり示したのものもあるまい。データの信頼性など注意すべき点は多いかもしれないが、粗投資が GDP の 10% にしか達していない事実の背後に、きわめて低い貯蓄問題があることは否めないであろう。インフレによる国への信頼の欠如は、これだけ低い貯蓄率となって跳ね返ってくるのである。低い貯蓄は、低い投資となり、経済をさらに停滞させる。家計の国内通貨への信頼が、この間どのくらい低くなっていったかは、次のマネタリー・データ (表 2-6) によっても把握することができる。

ベトナム経済において貨幣の浸透が低いことは、知られている。インフレで通貨の価値が下落し続ける限り、金融面での深化が困難であることは避け

られない。その原因の一つに家計の低貯蓄率がある。上で家計の低い貯蓄率を指摘したが、投資の源泉となる預金という形でさらに家計貯蓄をとらえると、1986-88 年では家計のドン預金は、じつに GDP の 1% にも及ばないのである。その他のタンス預金の多くは、金かドルであろうが、それらは資本市場を経由して投資へとなかなか結び付かないので、80 年代までのベトナムでは、投資金融ということはありませんでしたのである。

ベトナムは貧しい。しかし、その貧しさは、多分に作り出された貧しさであったと言ってよいであろう。一度価格に介入すると、農民も、そして彼らから低い価格で調達した原材料と、低い農産物価格が可能にした低い人件費を基礎に成り立つ国営企業も、すべて生産性を上げようというインセンティブを失ってしまう。国営企業の独占的な生産物は、補助金なしには販路を見出すことはできない。その結果が、インフレであり、結局国民は、こうした低生産性のつけを、購買力の切り下げを通じて支払われたことになる。それに対する、一人一人の国民の合理的な対応は、経済をますます貧しくし、国民の希望を失わせたのである。

3 ベトナムの財政改革

こうした深刻な経済停滞からの脱却を目指して、第 1 節の財政改革の足取りにみたように 89 年から本格的な財政・金融改革が進められた（この時期に行われた重要な改革は、表 3-1 にまとめられている）。86 年にドイモイのかけ声とともに、国営部門とその他部門の共存を図りつつ、重工業だけでなく農業とのバランスも図ることを謳った経済改革が始められたが、旧ソ連の崩壊にともない外国からの支援が途絶えたことをきっかけに、待たなしの改革がなされたのである。ここでは、税制、歳出、政府間財政調整の三つの側面からベトナムの財政改革を考える。

3.1 税制改革

税制では、88 年から一連の改革がなされた。現在 (96 年) も税制改革が行われようとしているが、それとの比較でこの時期を改革の第 1 段階とよぶ

表 3-1 ベトナムの財政改革

1987 年	海外投資法 (Foreign Investment Law) が国会を通過。88 年から施行。
1988 年	銀行改革が始まり、国家中央銀行から商業銀行が分離される。
1989 年	価格の自由化 (ただし電力、住宅、規制産業を除く) 預金金利の引き上げにより実質金利のプラスへの転化 外国為替レートの自由化 (ベトナムドンの切り下げ) 輸入関税、輸出補助金などの縮小 課税対象となる財の拡大
1990 年	国営企業の整理・合理化 新税法の成立と施行 取引高税 (Turnover Tax)、特別物品税 (Special Consumption Tax)、利潤税 (Profit Tax) の法制化
1991 年	財政赤字の中央銀行による融資の廃止
1992 年	金融引き締めによるインフレの沈静化
1993 年	国営企業の再登録制 国営企業への信用補助の廃止 財政改革 (土地利用税の導入、公務員への現物支給を給与に完全に代替)
1994 年	国営企業法の成立 国家予算法の準備
1995 年	90 年に続く、税制の第 2 段目の改革 予算法の草案の完成
1996 年	予算法の成立 付加価値税、利潤税、個人所得税の改革の議論が始まる

(出所) ベトナム大蔵省資料

表3-2 新税制

法律 (Tax Laws)	輸出・輸入税 売上高税 特別物品税 利潤税 農業土地利用税 土地譲渡税	1988年1月 1990年10月 1990年10月 1990年10月 1994年6月 1994年7月
法令 (Tax Ordinances)	天然資源税 高額所得者への所得税 土地・家屋税	1991年1月 1991年4月 1992年10月
政令 (Government Decrees)	事業許可税 屠殺税 土地取得税 通信税 国営企業資本利用税	1991年 以下、同じ。

(出所) ベトナム大蔵省資料

ことができるだろう。改革の経過は、次の表3-2に示されたように、法律 (Tax Laws)、法令 (Tax Ordinances) と政令 (Government Decrees) の面で屋上屋を重ねるといってよいほどの仕組みが作られた。どこからでも、税が取れば取る、というこの改革の実態を裏付けていると言ってよいであろう。

この新税制によって、主として二つの改革が行われた。まず第1に、国営企業に多くの税収を依存しつつも、すべての事業主体に共通に課税することを目的にして、売上高税と利潤税を中心とした税体系が導入された。そのほか、輸出・輸入税の徴税を強化し、個別物品税である特別物品税を酒、たばこ (その後の改正では乗用車、ガソリン) などに課けることになった。そのほか、土地利用税として農業税が課された (しかし、収穫額の評価額が低いことにより税収規模は、小さい)。また、この税は一般の土地にも課けられている。

租税面における第2の改革は、徴税機構を強化したことである。この面では、90年にそれまでの徴税機構であった、Department of State Sector, De-

表 3-3 歳入と歳出の GDP 比率 %

	1989	1990	1991	1992	1993	1994 暫定値	1995 予算
歳入	14.6	14.7	13.5	19.0	22.3	24.7	24.3
歳出	25.4	22.7	17.2	22.7	28.5	27.1	25.8
経常支出	19.3	17.6	14.4	16.9	21.5	20.3	19.0
資本支出	6.1	5.1	2.8	5.8	7.0	6.9	6.9
財政収支	-10.8	-8.0	-4.1	-4.5	-6.9	-3.1	-2.0

(出所) IMF 統計

partment for Industrial and Commercial Sector, および Department of Agricultural Sector を統合して, General Department of Taxation を創設し, その地方部局をすべての省 (provinces) と Districts においたことが重要である。省以下のタックス・オフィスの管理, 人件費をすべて中央の負担として徴税機能の強化が図られた。ベトナムでは徴税は, 地方の税務署の所轄となっている。この改革によって, わが国の国税庁のように中央の省庁が税務を中央集権的に管理するようになったわけではないが, 地方の税務担当職員は中央の所轄とすることで, 徴税強化を図ったのである。

実際, 地方を訪問すると General Department of Taxation は, 機構的に中央政府直轄となり, そのオフィスも地方の人民委員会の建物とは別になっている。しかも, 地方の他のオフィスと比べて数段立派な建物である。ベトナム中部の古都, フエの税務署を訪ねる機会があったが, 新築で, 中庭には日がさし, 立派な装いであった。設備をよくする代わりに, 集めるべきものを集めるということかもしれない。

こうした一連の改革によって, ベトナムの財政がどのように変化してきたかを検討する。表 3-3 は, GDP 比でみた財政改革以降の歳入と歳出の変化を示したものである。この表から明らかなように, ベトナムの財政規模は拡大している。GDP 比でみて, 歳入が 20% を超え始めた。歳入増加に寄与しているものとしては, 石油からの収入, および合併企業からの利潤税もあるが, 税制改革の効果としては, 特別物品税を中央政府の独自の収入として徴

表3-4 資本所有形態別にみたGDPの構成比率 %

所有形態	1990	1991	1992	1993	1994
合計					
国家	32.5	33.3	36.2	39.2	40.2
国家外	67.5	66.7	63.8	60.8	59.8
製造業					
国家	62.8	63.5	64.7	65.7	65.2
国家外	37.2	36.5	35.3	34.3	34.8

Source: General Statistical Office, Statistical Yearbook, 1994. p. 74

収していること、関税局の改善を図り、輸出・輸入税が増大し始めたことをあげることができる。いずれにせよ、89年以降のこの税収増加は、ベトナムの市場経済化への道のりの中できわめて重要な一歩であったことは確かであろう。

このように近代的な税制への第一歩が始まったといえるが、税制の実質は、国営企業依存であることは否めない。しかも、社会主義時代の上納金を母体とする売上高税と利潤税は、ともに税率が社会主義国時代の名残を残したままで、重工業優遇となっており、資源配分上も望ましくない。とくに、売上高税では、税の累積（カスケードリング）が大きな問題となる。また、物品税と売上高税とが並存するときは、税負担が極端に大きくなるという問題もある。国営企業には、そのほか国から提供された資本に対して資本利用税が課せられる。また、最近年では減価償却費は企業の手元に残されていると言われているが、改革以後も減価償却税として国に徴収されていた。

こうした財政の国営企業依存の実態は、統計的にも明かである。表3-4は、資本の所有形態別にみたGDPの構成を示したものである。89年以降の改革の中で民間資本による生産が拡大したかのように思われたが、依然ベトナムでは国営企業が大きな役割を担っている。その特徴は、製造業でとくに顕著であり、海外との合弁事業の多くも実は、国営部門との間で行われている。

表3-5は、資本所有形態別に実質生産額の増加率をとり、石油を含む場合

表 3-5 資本所有形態別実質生産額の増加率 %

所有形態	1990	1991	1992	1993	1994 暫定値
合 計					
国 家	2.5	8.6	12.4	11.5	12.6
石油を除く	-7.7	3.0	8.8	11.7	13.6
国 家 外	6.4	4.7	6.8	6.2	6.7
製 造 業					
国 家	2.9	9.0	14.0	13.1	14.0
国 家 外	-5.9	-1.0	10.1	14.7	17.1
石油を除く	-1.7	6.6	5.4	9.8	12.8

表 3-6 GDP 比でみた国営企業からの税収の推移 %

1989	1990	1991	1992	1993	1994 暫定値	1995 予算
8.4	8.6	15.0	19.0	21.0	21.2	19.9

(出所) IMF 統計

と除外した場合の国営部門と非国営部門とを比較したものである。この表から、石油を除いても、国営部門の伸びが非国営部門より大きいことがわかる。この表はまた、89年の緊縮財政のなかで、ベトナム経済が失速した様子とその後の回復の経過も示している。

こうした一連の改革のなかで、国営企業からの税収が大きく増加した。表3-6は、GDP比でみた国営企業からの税収の推移を示したものである。国営企業からはすでに述べたように、さまざまな形で税や資本の使用料などをとっているため、国営企業の国庫への貢献額を完全にとらえることは、困難であるが、ここではIMFの財政統計から国営企業からと思われる項目を取った。

この表から、89年以降のベトナムの財政改革の実態をうかがうことができる。さきに掲げた、歳入のGDP比とこの表を比べればすぐ理解できるよ

表3-7 付加価値比率でみた部門別税負担(1990年) %

農業および非国営部門		国営製造とサービス業	
農 業	非国営工業・サービス業	石油を含む	石油を除外した場合
1.6	6.0	35.5	27.4

(出所) 世界銀行(1992), 59ページ.

うに、財政改革の過程でベトナムでは、歳入のほとんどを国営セクターからあげてきたと言ってよいであろう。価格の自由化、補助金の削減にともないベトナムの国営企業は、深刻な採算の悪化に苦しんでいるが、そのなかで税負担はかなりのものになっていると思われる。おそらく、そうしたなかで、さまざまな節税・脱税工作も誘発されていることと思われる。

民間部門の成長促進や、優良国営企業の民営化など、本来市場経済化のなかで行われるべき政策が行きづまっているなかで、財政赤字を避けるためには、歳入の面でも国営企業への依存を高めざるをえない。これが、ベトナムの現状だと思われる。そこで、国営企業の経営と税負担を明らかにすることが、ベトナムの市場経済化の実態を知るうえでも、非常に大切な課題となる。少しデータは古いが、世界銀行(1992)の資料によってこの点について述べる。

表3-7は、付加価値に対する税負担を示したものである。90年と91年にわたって農業税が50%カットされていたという特別な事情があったとはいえ、農業への課税は低い。また、非国営部門から税収をあげることも困難なようだ。それに対して、国営部門からは付加価値の30%近くもの税収をあげている。ここでもまた、ベトナムの財政が国営部門への課税によって支えられていることをうかがうことができる。

市場経済への移行において、財政をどのように強化して、国内の資源動員を図るかは、移行経済のかかえた最大の課題の一つであろう。ここでは、国営企業への移行によってこの問題を乗りきろうとするベトナムの取り組み姿勢に焦点をあてて述べたが、今後さらに検討を深める必要がある。限られた国内貯蓄、インフレを引き起こさないという政府のコミットメント、および

経営の行きづまった多くの国営企業をかかえた中で、財政を通じた資源動員がどのようにしたら可能であるか、国営企業の経営実態の把握とともに、ベトナム経済の今後をさぐるうえできわめて重要な検討課題である。

こうした国営企業への財源の大きな偏りの是正をもっとも重要な課題の一つとして、税制改革フェーズ2が、95年以降浮上している。基本的には、売上高税を付加価値税（VAT: Value-Added Tax）で代替し、課税ベースの拡大を図り、税率も簡素化して、価格歪曲効果を少なくすることを目的としている。セメント企業などを対象にVATを実験的に試行しているようであるが、どのレベルの中小業者にまで適用できるかは、帳簿管理、コンピュータによる納税管理にかかっている。また、上に述べたように、ベトナムでは税は地方が取るといのが前提であるから、地方の税務担当者の徴税努力をどれほど喚起できるかが、VATの導入にあたり、きわめて重要な課題となる。これはまた、後述のように中央と地方の財源配分とも深く関わっている。

そのほか、利潤税の改革と称して、海外直接投資への課税強化が検討されている。これは、これまでの海外企業への優遇を取りやめ、直接投資による所得への課税を国内企業の所得税率と同一にしようというものである。おおまかに言えば、海外直接投資への25%課税を、国内の35%レベル程度(32%)に引き上げることを目的としているようである。ベトナムのような海外投資受け入れの後進国においては、海外からの投資を促進できるのなら、まだまだ「優遇」税制は続ける必要があると、東南アジア諸国の経済成長を見てきた目には映る。しかし、ベトナムは取締役会議における全会一致の規約などに端的に示されているように、外国企業に対してさまざまな面で用心深い態度をくずしていない。

税制改革の第3の柱として、個人所得税の強化も謳われている。個人所得の捕捉の困難さと、ベトナムの所得水準の低さを考えると、この改革の真のねらいは海外駐在員への課税強化ではないかと疑わせるが、年収5000万ドン（約50万円）を課税最低限として、最高40%の税率をかけることを計画

しているようである。最高税率の適用される所得についてはいくつか試案があるようだが、高くても年収10億ドン(約1000万円)程度である。したがって、日本からの駐在員であれば、平均税率が40%近くになる可能性がある。ここでもまた、外国企業に対するベトナムのきびしい視線を感じざるをえない。

このような改革が目下進められており、将来的には付加価値税、利潤税(今後、法人所得税と呼ばれるようであるが)を中心として税体系となるであろう。しかし、こうした改革が進んでも、AFTA加入などによる経済の開放化によって、現在最大の税収項目となっている、輸出・輸入税による税収が激減することも考えられる。そして、減収部分を個別物品税で代替することが域内貿易慣行に照らして可能か、などの問題も残る。したがって、ベトナムの租税政策には、まだまだ不確定な部分が多く残されているといっよいであろう。

また、ベトナムの税制に関してヒアリングを重ねる度に、納税協力の低さに話が向かう。ベトナム人には、複雑な問題を一言で言い抜ける優れた才能があるが、その一つに、“By the leadership of Ho Chi Minh, we can go anywhere.”というのがある。実際、経験した光景であるが、飛行場に入る時など、運転手は正規の入港料金の代わりに、小さな額の紙幣を渡し、検問官はそれを平然として受け取っている。実は、ベトナムの紙幣には、100ドンから5万ドンにいたるすべてにHo Chi Minhの顔が印刷されている。この言い回しの妙は、Ho Chi Minhの顔をさっと見せれば、どこにでも行ける。つまり、正規の税金は支払わなくてもいいという点にある。脱税が社会的に、ゲームのように語られているのである。こうした風土、そして税は地方が集めるという制約、しかも農業をはじめ、ほとんど小規模な納税者からなる経済で、今後納税協力を高めることには、大きな困難がともなうであろう。

3-2 歳出管理

歳出管理でも、税金の場合と似て、行政モラルの問題がある。ベトナムでは、歳出を經常支出（current expendirue）と投資支出（capital expenditure）に分類している。このうち投資支出は、日本の公共投資よりも広い概念で、国営企業への資金供与なども含む。ベトナムでよく指摘されるのは、この資本支出のかなりの部分が漏れてしまうということだ。この分野の専門家からのヒアリングによると、資本支出のうち30%以上は、この漏洩にあたるという。こうしたことは、歳出管理以前の問題であるが、そうした経済的な風土のなかで、われわれが問題を論じていることを忘れないことは大切である。

さて、財政全体の観点から、歳出管理でとくに問題となるのは、その査定がきわめて中央集権的に行われていることである。一般行政費用（General administration）、教育、保健・医療などの各項目については、職員数、生徒数、人口などにより単価が決められていて、それから經常支出の総額が決定される。そして、地方政府の事業として、それ以上に大切な資本支出は、中央の役所との交渉となる。われわれのインタビューした地方の省の財政局長は、この交渉のためにハノイの役所に何回も足を運ばなくてはならないと述懐していたが、この交渉は地方にとってまさに死活の問題である。

このように、經常支出と資本支出の両方の面で地方の予算は、中央に握られている。さらに、資本支出には、中央政府が直轄で行う部分がある。したがって、中央政府は、地方と中央の投資の両方を管理することによって、地方に影響力を行使しているのである。その結果、地方の歳出決定に透明性が欠け、すべては国のさじ加減に近い状態となっている。

この点に関してわれわれに強い印象を残しているのは、クアンガイ省で計画されている、国家的なプロジェクトともいえる石油精製事業である。クアンナム・ダナン省の南にあるこの省は、ベトナム中部でもとくに貧しいことで知られている。この土地はまた、ベトナム戦争の激戦地の一つでもあり、アメリカ兵による村民虐殺で有名となったソンミ村事件もここで起きている。

このような貧困，そしてその原因の一つである，戦争被害への配慮，さらに一説によると，有力政治家の御膝元でもあるという理由も重なって，クアンガイ省では，他の省と比べて破格的資本投資予算がついているのである．このように歳出面において，中央政府の裁量の余地がきわめて大きいのがベトナムの特徴といつてよいであろう．

3-3 政府間財政調整

このように，改革以前と比べて中央の管理がききだしたとはいえ，地方が主体となっている徴税機構と，中央の圧倒的な権限のもとにある歳出管理の二つの上に，ベトナムの財政は動いているのである．税はとれても，歳出はがんじがらめになっている．すなわち，歳出と歳入が連携していないために，ベトナムの財政は地方にとつても，中央にとつても機動力の欠けた，双方にとつて望ましくない状態となっているのである．この点を，以下，歳入が歳出を超え，中央に資金を移転している省と，中央政府から資金移転を受けている省，および中央政府にわけて考える．

ベトナムには53の省があるが，このうち税を支払っているのは14省で，1994年では，ハノイ，ハイフォン，クアンニンの北部の3省と，あとはホーチミン，ドンナイ，ソンベール，カントーからなる南部の各省である．これらの省では，土地利用税(land-use tax)などからなる地方固有の税収と，売上高税や利潤税などからなる，国と地方の共有税の一部で，中央の決めた歳出をまかなっている．歳出割当は，地方の必要性から考えればはるかに少ないが，その額を自ら決めることはできない．共有税の収入が伸びれば，その一部は「ボーナス」となつて裁量可能な予算となるが，中央もその点は考えていて，毎年収入見積を検討しなおしたり，税収の増大の見込まれる税目の地方還元率(これをベトナムでは，harmonization rate とよんでいる)を低くするなどの措置を施している．しかも，歳出のみならず，こうした共有税の還元率もすべて，政府間の交渉で決まっている．

こうした中央と地方の間のルールなき財源調整の結果，「豊かな省」では

歳入増加のインセンティブを失うことになる。歳入をふやしても、政府は次の年に歳出の増額を認めないで、還元率をカットするかもしれない。そうなれば、歳入増加のために、さらに大きな努力を払わなければならない。

一方、地方固有税収と共有税の総額を歳入に繰り入れても歳出に満たない状態となっている省では、この差額部分が、中央政府からの資金移転となっている。90年の税制改革で、100%中央政府の取分となる中央固定税収が設けられ、輸出・輸入税と特別物品税（一部の省では、天然資源税、natural resource tax）は、歳入額に関わりなく中央税収となったが、これによって中央の財源はかなり強化された。しかし、このことは、財源を中央に依存する省にとっては、少ない税収がますます少なくなることを意味し、税収を増大させようというインセンティブを喚起することはなかった。そもそも、自前の税金をすべてかき集めても、中央からもらう歳出に足りない限り、「貧しい省」では歳入増大のための努力を払わないであろう。

このように、「豊かな省」も「貧しい省」も歳入を増大させるインセンティブを欠いた状態で、中央政府は、各省と毎年、歳出と歳入の交渉を続けてきているのである。すでに述べたように、歳出では、地方にとってはたんに地方政府に認められた資本支出だけでなく、中央による資本支出も重要な役割を持つため、この交渉内容は、ますます不明瞭になっている。そして、各省が自助努力で豊かになろうという意欲がますます遠くなっているのである。

結局、税の徴収と歳出の決定が切り離され、その上に地域間所得配分を理由に政府間の資金移転が行われている結果、そうでなくてもきびしい財政が、ますますきびしいものとなっているのである。すなわち、現行の仕組みのもとでは、豊かな省も、貧しい省も、中央政府もすべてルーザーなのである。こうした、三すくみの状態から脱するために、96年4月にようやっと予算法が成立した。しかし、1991年の年央から、鳴り物入りで検討の行われた予算法ではあったが、再三の延期を経て、96年に成立したものは、中央と地方の財源配分の方法を3年から5年間一定として、その間の徴税努力による増収部分の一部を地方にとどめることにしただけで、中央と地方の財政調

表3-8 地域別、人口、GDPおよび財政指標(1992年) %

地 域	人口割合	GDP 割合	歳入割合	歳出割合	資本支出割合
North Upland	17.4	12.7	9.1	16.9	18.3
Red River Delta	19.9	19.1	23.2	18.3	18.2
North Central	13.7	8.3	5.8	9.8	11.0
Central Coast	10.2	7.4	7.1	9.8	9.3
Central Highlands	4.1	3.2	2.2	4.3	3.9
Southeast	12.4	27.1	37.4	23.5	22.1
Mekong River Delta	22.4	22.2	15.2	17.5	17.3

(出所) 世界銀行(1995), 160-165 ページより作成。

整についてならぬ抜本的な改革の道を示したわけではない。実際、われわれのヒアリングした限り、この予算法によって、以上述べたベトナムの地方がかかえたディス・インセンティブの構造が変わったとは考えられていない。

ベトナムの中央と地方の財政関係のデータは、きわめて限られている。最近(96年10月)、地方分権をテーマにした報告書が世界銀行から出版されている。ここでは同様のデータの載っている世界銀行(1995)の報告書から、ベトナムを7つの地域に分けた場合の、地域の特徴と地域間の財政調整の実態について述べる。

7つの地域区分は、ベトナム人自身が行っている区分で、North Upland(クアンニン省を含む)、Red River Delta(ハノイ、ハイフォンを含む)、North Central(フエを含む)、Central Coast(ダナンを含む)、Central Highlands, Southeast(ホーチミン、ドンナイ、ブンタオなどを含む)、Mekong River Delta(ロンアン、カントー、アンジャンなどを含む)からなっている。

表3-8は、各地域の人口、GDPおよび歳入・歳出などの地域間の比率を示したものであり、引き続き表3-9は、地域間財政調整に関連した指標を示している。この2つの表から、ベトナムの地域の経済格差を読みとることができる。と同時に、ベトナムにおける地域間の財政調整がきわめて大規模に

表 3-9 地域間財政調整 (1992 年)

地 域	一人あたり GDP (ドン)	歳入に対する歳出 超過の割合(%)	歳入に対する資本 投資の割合(%)
North Upland	332	43.0	31.4
Red River Delta	438	-39.2	12.2
North Central	278	28.7	29.5
Central Coast	332	5.5	20.4
Central Highlands	354	48.7	27.4
Southeast	1002	-51.8	9.2
Mekong River Delta	452	-11.5	17.7

(出所) 世界銀行 (1995), 160-165 ページより作成。

なされていることがわかる。

圧倒的に豊かである（といっても、一人あたり所得が年間約 10 万円程度であるが）ホーチミン、ドンナイ、ブントオ、ソンベなどの省をかかえる南東地域では、歳入の 50% を超える部分を中央に提供している。ハノイ、ハイフエンのある紅河デルタでは、その比率はほぼ 40%、そして米どころであるメコンデルタでは、歳入の 10% 程度をその他の地域に供出している。それ以外の地域は、財政移転を受ける側であり、歳入の 40% の移転を受けている地域もある。

こうした財政調整指標と並んで、ここでは、歳入からどれだけの資本投資を行っているかを求めた。ベトナムのように道路などのハード面でも、教育などのソフト面でもインフラの大幅に立ち後れた国では、地域の「豊かさ」を問わず、資本投資が必要であると思われたからである。結果は、そうした考え方とは異なり、豊かな地域への投資よりも後進地域への投資配分を優先したものであった。このように、一人あたり所得が、最貧国に近い状態であっても、地域間で相当の財政調整を行っているのが、ベトナムの地方財政の実態であると言えるであろう。

4 ベトナム財政の課題

以上、89年の改革にいたるまでの、補助金支出とそれにともなう財政赤字、インフレに悩まされ続けたベトナム財政を検討した後、改革の実態について論じた。入手できる限られた資料やデータを使って、ベトナムの経済改革とそのなかで重要な役割を担ってきた財政政策の推移を可能な限り数量化することを目指した。最後に、そうした検討を通じて浮かび上がってくるベトナム財政の今後の課題について、以下3点にわたって述べたい。

まず第1に、国営企業、集団企業、民間・個人企業などマルチセクターの共存・成長を図るというドイモイのかけ声とは裏腹に、国営セクターへの傾斜的な配分が行われてきた。財政もまた、そうした流れのなかで、国営企業への依存度を高めながら、強化されてきた。

ベトナムをとりまく経済環境は厳しい。低廉な労働という点では、中国がひかえ、また海外からの投資受入れ促進の面でも、アセアンの諸国が強力な競争相手として存在する。なかでも、フィリピンやミャンマーなど、ベトナムと正面から海外直接投資の受入れを競う国も存在する。そうしたなかで、ベトナムはいつまでも、市場経済化を先送りする時間的な猶予は、なくなってきた。

これはまた、財政とも深く関わっている。これまで財政は、投資資金の配分と、売上高税や利潤税などを通じて国営企業と深く関わってきたが、今後そうした歳出と歳入の両面で国営企業への依存を続けていくことは困難となるであろう。市場経済化を見据えた、投資資金の配分のあり方と、新しい歳入構造を検討しなくてはならない。

第2の課題は、国と地方の関係である。89年の改革以降、ベトナムでは両者の関係は、それまでの歳出と並んで、歳入の面でも国による地方の管理が進んだ。その結果、「豊かな地方」も「貧しい地方」もともに、歳入を増やし、自主的にそれぞれの地方のインフラや教育などの整備をはかるインセンティブが阻害されている。1996年に国と地方の関係を定めた予算法が制

定されたが、国と地方の財源配分について明示的なルールを示したわけではなく、ここでも問題は先送りされている。

第3の問題は、国と地方の財源配分にも関係しているが、ベトナム政府が掲げる地域間の所得平等化政策のもとに、南部など一部地域からその他の地域に相当の資金移転が行われていることである。第2の課題でも述べたように、そうした資金配分の方法が、国による地方の管理強化によるため、自主財源を持たない地方は、歳入増大の意欲を欠いたままである。また、ベトナムの貧困を考えると、投資資金の過度の地域分散は、投資効率と今後の経済成長にもマイナスの影響を及ぼす。ベトナムの経済発展にとって、今後きわめて重要な影響を及ぼすと思われるこの問題について、地域間の投資配分と経済成長の関係を含め、実態に即した経済分析が不可欠であろう。

* 本稿の執筆にあたり「科学研究費（中核拠点形成プロジェクト）」から助成を受けた。謝意を表したい。

参考文献

- 木村哲三郎, 1996, 『ベトナム一党官僚国家の新たな挑戦』, アジア経済研究所
白石昌也, 1993, 『ベトナム一革命と建設のはざま』, 東京大学出版会
田近栄治, 1996, 「財政と経済発展—ベトナムのケース」, 石川滋『開発協力政策の理論的研究』, 第3章, 137—158 ページ所収。アジア経済研究所
古田元夫, 1995, 『ベトナムの世界史—中華世界から東南アジアへ』, 東京大学出版会
三尾忠志, 1988, 「ベトナムの経済改革—モデルなき実験と試行錯誤」, 三尾忠志編, 『インドシナをめぐる国際関係—対決と対話』, 日本国際問題研究所
Fforde, Adam and Stephen de Vylder, 1996, *From Plan to Market: The Economic Transition in Vietnam*, Westview Press.
Bui Tin, 1995, *Following Ho Chi Minh: Memoir of a North Vietnamese Colonel*, University of Hawaii Press.
Spoor, Max, 1988, State Finance in the Socialist Republic of Vietnam: The difficult transition from “state bureaucratic finance” to “socialist economic accounting”, in Marr, David G. and Christine P. White, eds., *Postwar Vietnam* :

- Dilemmas in Socialist Development, South Asia Program*, pp. 111-131, Cornell University.
- Tran Hoang Kim, 1996, *Vietnam's Economy: The Period 1945-1995 and Its Perspective by the Year 2020*, Statistical Publishing House, Hanoi.
- World Bank, 1992, *Viet Nam: Restructuring Public Finance and Public Enterprises*, Report No. 10134-VN.
- World Bank, 1995, *Viet Nam: Poverty Assessment and Strategy*.
- World Bank, 1995, *Viet Nam: Economic Report on Industrialization and Industrial Policy*, Report No. 14645-VN.
- World Bank, 1996, *Viet Nam: Fiscal Decentralization and the Delivery of Rural Services*, Report No. 1574-VN.

(一橋大学教授)